



小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

感謝状をいただきました 臨時労働保険指導員3年表彰

カスタマー・ハラスメント 防止条例が制定

フリーランス新法が施行

感謝状をいただきました

臨時労働保険指導員3年表彰

弊所代表の小林勝哉が、新宿労働基準監督署長より臨時労働保険指導員3年表彰の感謝状をいただきました。

労働局および各労働基準監督署では、毎年7月10日を締切とする労働保険年度更新の期間に、社会保険労務士のメンバーに「臨時労働保険指導員」を委嘱し、労働保険料申告書の受付会場となっている労働局および各労働基準監督署内に一日臨時公務員として配置して申告書の受付収集・作成指導にあたることで、労働保険料の適正な申告と年度更新業務の円滑な運営を図っています。

新宿労働基準監督署では、臨時労働保険指導員として3年間担当した社会保険労務士の方に、その功績をたたえるため、新宿労働基準監督署長感謝状の贈呈式が行われました。さらなるお客様へのご支援に尽力してまいります。



フリーランス新法が施行

発注事業者の義務や禁止行為を正しく理解して適切な取引を

新法の目的は、①フリーランスと発注事業者との間の取引の適正化、②フリーランスの就業環境を整備することによって、フリーランスが安心して働ける環境の整備にあります。

特にフリーランスの就業環境の整備については、労働法と類似する規制が導入されています。新法では、形式的に業務委託契約を締結している者（フリーランス）であっても、実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、フリーランス新法は適用されないとされています。

これまで労働法を遵守していた企業でも、フリーランス新法における発注事業者の義務や禁止行為を正しく理解して適切な取引を行うことができるように注意する必要があります。

社員の笑顔溢れる職場作りを、ご一緒に進めてまいりましょう。フリーランス新法をはじめとする労働法の適用についてのご相談も、どうぞお気軽にお問合せください。

カスタマー・

ハラスメント防止条例 が制定

カスハラ防止に向けたポイントは、ハラスメント行為がエスカレートする前に、ハラスメント発生状況を迅速に把握し対策につなげることです。

EAPの設置や、ハラスメント防止講座のご相談を承っております。



小林勝哉 社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-3269-2737

